

報告第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年 6 月 2 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

専決第 2 号

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎

処分理由

平成 28 年度税制改正による地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）の一部改正に伴い、必要となる賦課限度額及び軽減判定基準の改正を行うとともに、保険税の減免に関する手続に関し所要の改正を行うため、専決処分するものである。

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

おいらせ町国民健康保険税条例（平成18年おいらせ町条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第23条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5千円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

第24条の2第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

- 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、前項第3号に該当する者が減免を受けようとする場合においては、国民健康保険法第9条に規定する資格の取得に関する届出をもって申請があったものとみなす。

第24条の2第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のおいらせ町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。